

淳和天皇陵

〔西の同物集女もづめにあり。土人どじん廟所べうしよつか塚つかといふ、上に松数本あり。又車塚くるまつかといふあり。陵より巽の方一町

余なり。是御車を収る所なりとぞ。又灯炉前とうろのまへといふあり、車塚くるまつかの南の字をいふ〕

続日本後紀曰 承和七年五月辛巳、後太上天皇皇太子に顧命して曰、予素花飭を尚す況や人物を擾耗せんや。歛葬の

具一切薄すべし、朝例の凶具固辞して還し奉れ、葬し畢らば、■を釈とくしんて国人を煩す事なかれ。葬は歳なり、人の觀

ざらん事を欲す、送葬の辰夜陰も用ゆべし。追福の事同じく儉約すべし、又国忌は遠きを追ふにありといへども、

有司を絆苦せしむ。又歳竟に綵を分ち号して荷前といふ。これを幽明に論ずるに煩ひあつて益なし、停状すべし。

かならず朝家てうかに達す、それ人の子の道は教に遵ふを先とす、これを行ふて違失すべからず。重て命じて曰、予聞人

歿して精魂天に帰すと、空冢墓ちようぼを存すれば鬼物こゝに憑る。又終に崇をなして長く後累を貽す、今骨を碎て粉とな

しこれを山中に散すべし。こゝに於て中納言藤原朝臣吉野奏して曰、むかし宇治うちの稚彦皇子わかひこは我朝の賢明なり、此

皇子遺教して骨を散ぜしめてより後世にこれに効ふ。しかれども是親王の事にして帝王の迹にあらず。我国いまだ

山陵を起さざるは聞ざるなり、山陵は宗廟そうべうの如し、宗廟なき時は臣子何れの所にか仰敬せん、こゝに於て更に報命

して曰、予氣力綿■して論決する事能はず、卿等嵯峨聖皇さがしやうくわうに奏聞し裁を蒙れと。詔あつて癸未後太上天皇淳和院じゆんなに

おゐて崩じ給ふ、聖寿五十五。このゆふべ山城国乙訓郡物集女村おとくにもづめに葬り奉る。御骨を粉に碎おほはらのき大原野の西の山嶺の

上に散じ奉る云々。

〔今大原野勝持寺山の西戌の間の峰に、経塚と号する塚二ツあり、其一則ち天皇の御骨を散ずる所にして大原の山陵といふ。三代実録に出〕

長岡旧都〔桓武天皇平城より遷し給ふ都なり。其方境は大原野春日社の東南より、東は向日社を限り、西は丘山を際り、南は山崎のほとりまでと見へたり。上古は大原野三郷の惣名をも長岡と号する事、三代実録曰、大原野長岡村と記す。又遷都の事は続日本紀に見へたり〕

皇城旧蹟〔大原野春日社一鳥居卯辰のかた二町ばかり芝生の地これなりといふ。余は前編に見へたればこゝに略しぬ〕

在原業平趾〔長岡上羽村なり、民家の境地藪の中に業平の母の塔といふあり、五輪塔なり。又傍に二基あり、業平父塔、業平塔などといふ〕

伊勢物語五十八段曰 昔心づきて色このみなる男長岡といふ所に家つくりてをりけり。そこのとなりなりける宮はらに、こともなき女どもの中成ければ田からんとて此男のあるを見て、いみじのすきものゝしはぎやとてあつまり

ていりきければ、此をとこにげておくにかくれにければ、女、

古 今 あれにけりあはれいくよの宿なれや住けん人も音信もせぬ

といひて此宮にあつまりきゐて有ければ、このをとこ

むぐらおひてあれたる宿のうれたきはかりにも鬼のすだく成けり

とてなん出したりける、此女どもほひろはんといひければ

うちわびて落ほひろふときかませば我も田づらにゆかまし物を

広谷ひろたに〔法然上人宗門弘通はふねんの為、叡嶽えいがくを出て西山広谷ひろたにに閑居したまふ旧跡なり。其所は光明寺くわうみやうじの後山こうざんにて、則ち上人

廟所べうしよより四町ばかり申の方なり。奥海印寺おくかいいんじより光明寺くわうみやうじに至る道なり。今旧跡の碑を建る〕